

## 【労務】令和 6 年雇用保険制度の改正内容について

令和 6 年 5 月 10 日に成立しました「雇用保険法等の一部を改正する法律」について、雇用保険制度の改正内容を含んだ、改正内容全般の資料が公表されています。主要な改正項目ごとの説明も行われていますので、是非ご確認ください。改正の趣旨として、多様な働き方を効果的に支える雇用のセーフティネットの構築、「人への投資」の強化等のため、雇用保険の対象拡大、教育訓練やり・スキリング支援の充実、育児休業給付に係る安定的な財政運営の確保等の措置を講ずる、としています。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240605-01.pdf>

参照ホームページ[厚生労働省]

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_40264.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_40264.html)

## 【税務】「令和 6 年分所得税の定額減税について（給与所得者の方へ）」を掲載

令和 6 年度税制改正により、令和 6 年分の所得税について定額による所得税額の特別控除（定額減税）が実施されることになりました。給与所得者の方に対する定額減税は、原則として、以下のとおり令和 6 年 6 月 1 日以後に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から定額減税額が控除される方法で行われます。このリーフレットでは、主に令和 6 年 6 月 1 日以後の給与等支払時に行われる定額減税についてご説明します。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240605-02.pdf>

参照ホームページ[国税庁]

[https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072\\_03.pdf](https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024004-072_03.pdf)

## 【経営】56.4%が「年収の壁」を理解していない調査結果

日本労働組合総連合会は、いわゆる“年収の壁”や年金に関する意識・実態を把握するため、「年金に関する調査 2024」をインターネットリサーチにより 2024 年 3 月 27 日～3 月 29 日の 3 日間で実施、全国の 15 歳以上の男女 1,000 名の有効サンプルを集計しました。壁を理解している人は 5 割に満たず、年収 103 万円を意識している人が 5 割を超えています。税制や社会保険制度、企業の配偶者手当など、様々な壁が複雑に存在しています。労働者は「とりあえず、給与所得控除と基礎控除の合計額である年収 103 万円に抑えておく」という心理で就業調整を行っている」と推察されます。

詳しくは下記をご覧ください。

<http://www.asuka-sr.or.jp/Topics/pdf/240605-03.pdf>

参照ホームページ[日本労働組合総連合会]

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20240514.pdf?810>

※ 掲載記事に関してご質問等がございましたらお気軽にご連絡ください。

人といきる



千代田区飯田橋 1-8-10 キャッスルウェルビル 8 階

あすか社会保険労務士法人

TEL03-3511-3524 FAX03-3511-3525

E-mail [info@asuka-sr.or.jp](mailto:info@asuka-sr.or.jp)

HP <http://www.asuka-sr.or.jp/>